

## 地域包括支援センターの機能強化について

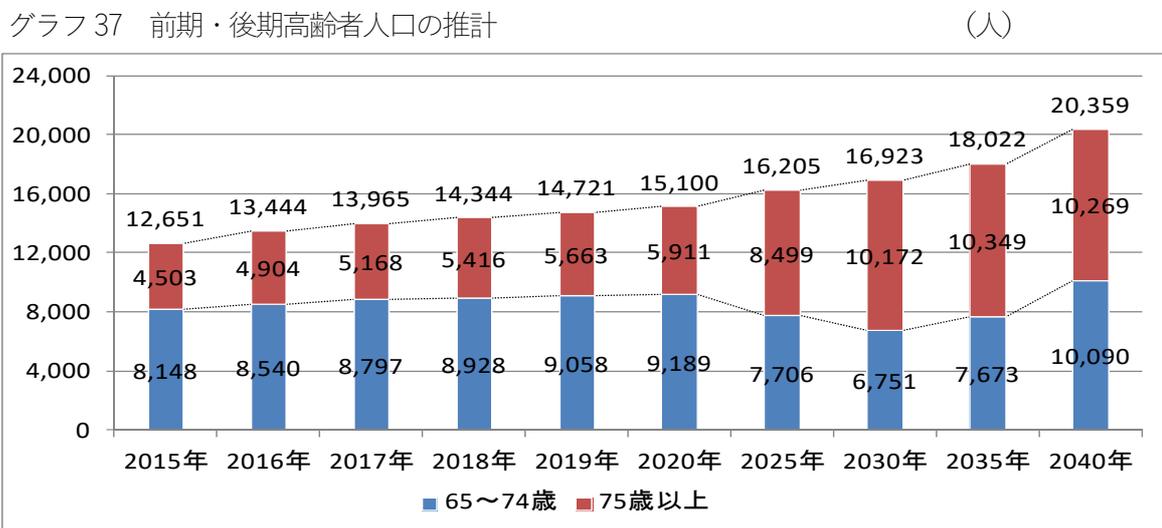
守谷市では、平成18年4月から地域包括支援センターを市直営1か所で運営し、高齢者の様々な相談に対応しています。

センターは、直営型、委託型にかかわらず、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント、地域のケアマネジャー支援等の業務を通じて、2025年を目途とした地域包括ケアシステムの実現に向けた中核機関となることが期待されています。

しかし、高齢化の進展に伴い、センターの業務は窓口や電話による相談、個別訪問及び指定介護予防支援業務がその大半を占めるようになり、その内容はより複雑化しています。このため、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議の推進といった地域包括ケアシステムの実現に向けた事業の企画・立案に十分に取組めない状況にあります。

市では、平成30年度から3年間を計画期間とする第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、将来の高齢者人口増加を見据えたセンターの機能強化を図ることを掲げています。これに基づき、センターの充実と効率的な運営を目指すため、センターの委託型による運営への移行も含む、センターの役割、業務内容、人員体制等の見直しに取り組むこととします。

(参考) 第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における高齢者人口の推計



※ 2015年は国勢調査、2016年は10月1日現在の常住人口調査、2017年は7月1日現在の常住人口調査、2018年以降は守谷市人口ビジョンから推計

### 1 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的

に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されるものです。

## 2 設置主体と設置形式

### (1) 設置主体

センターは、市町村が設置できることとされています。また、包括的支援事業の実施の委託を受けた者も包括的支援事業等を実施するためにセンターを設置できることとされています。

包括的支援事業の委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、在宅介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等とされています。

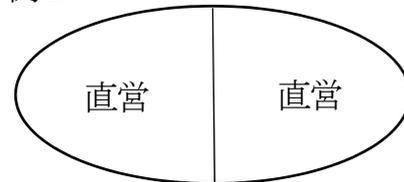
### (2) 設置形式

#### ① 直営型（全てのセンターが市直営）

例1（守谷市はこの形式）



例2

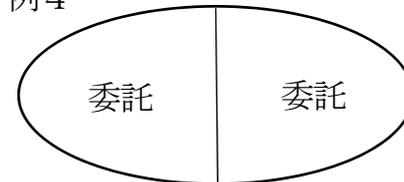


#### ② 委託型（全てのセンターを委託）

例3



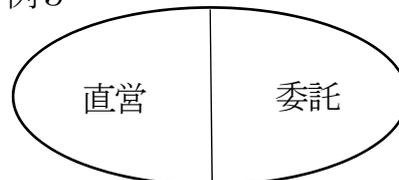
例4



#### ③ 直営型と委託型

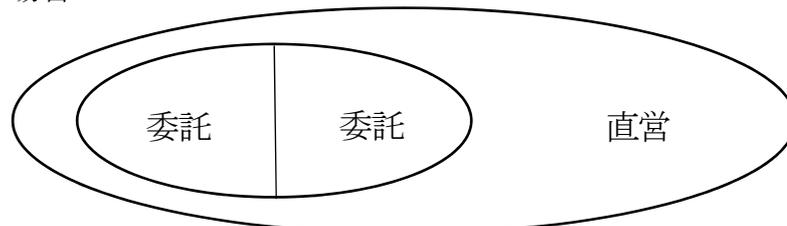
ア 各センターが担当圏域を持つ場合

例5



イ 委託のセンターのみが担当圏域を持ち、直営のセンターはその統括・支援に当たる場合

例6



### 3 市の責務

#### (1) センターの設置について

市は、次の①から④を踏まえながら、センターにおいて適切に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとされています。

##### ① 適切な人員体制の確保

地域における高齢化の状況、相談件数の増加、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、センターの専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行えるよう、適切な人員体制を確保する必要があります。

##### ② 市との役割分担及び連携の強化

センターの運営に当たっては、公平・中立な立場から市の施策との一体性を保ちながら運営していくことが求められます。このため、センター業務を委託する場合には、市がセンターの運営方針として活動目標や業務内容等を示すこととされており、市とセンターがそれぞれの役割を理解して一体的な運営を行うことができるよう体制整備を図ることとなります。

##### ③ センター間における役割分担と連携の強化

複数のセンターを設置する市は、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進することが求められます。

##### ④ 効果的なセンター運営の継続

###### ア 自己評価と市町村の定期的な点検

地域住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすセンターの運営が安定的・継続的に行われることが重要であることから、センターによる自己評価の実施と、その結果を踏まえて必要な措置を講じることが義務化されています。

###### イ センター情報の公表

地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、センターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解が促進されることから、市はセンターの事業内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることとされています。

#### (2) 市の役割

センターを市が設置する場合と、包括的支援事業の実施の委託を市から受けた者が設置する場合のいずれにおいても、市は、その設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければなりません。

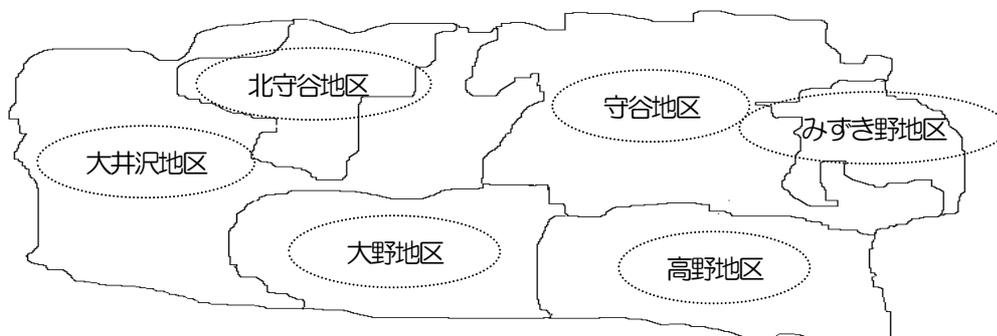
例えば、センターの体制整備、センターの設置・変更・廃止、センター業務の法人への委託の可否及び方針の決定、毎年度の事業計画や収支予算、収支決算の確認などについては、確実に行わなければなりません。

#### (3) センターの設置区域について

センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市の人口規模、業

務量，運営財源や専門職の人材確保の状況，地域における日常生活圏域との整合性に配慮し，最も効果的・効率的に業務が行えるよう，市の判断により担当圏域を設定します。

#### 日常生活圏域



守谷地区	赤法花，小山，同地，本町，松並，松並青葉，中央，ひがし野，百合ヶ丘
高野地区	乙子，けやき台，高野，鈴塚，松ヶ丘，美園
大野地区	大柏，野木崎，緑一丁目
大井沢地区	板戸井，大木，大山新田，立沢，緑二丁目
北守谷地区	久保ヶ丘，御所ヶ丘，松前台，薬師台
みずき野地区	みずき野

(参考) 日常生活圏域ごとのデータ

(単位：人，%)

		守谷	高野	大野	大井沢	北守谷	みずき野	全体
人口	H24	19,584	14,605	3,072	3,337	17,276	5,683	63,557
	H27	21,121	14,841	3,118	3,423	17,128	5,302	64,933
	H30	23,901	14,781	3,047	3,449	16,898	5,029	67,105
高齢者人口	H24	3,054	1,965	718	710	2,332	1,045	9,824
	H27	3,519	2,474	804	819	3,102	1,571	12,289
	H30	4,055	2,865	863	941	3,791	1,978	14,493
高齢化率	H24	15.6	13.5	23.4	21.3	13.5	18.4	15.5
	H27	16.7	16.7	25.8	23.9	18.1	29.6	18.9
	H30	17.0	19.4	28.3	27.3	22.4	39.3	21.6

(各年4月1日現在)

#### 4 職員の配置等

##### (1) センターの人員

包括的支援事業を適切に実施するため，保健師，社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）を置くこととされています。

##### (2) センターの職員の員数

専らセンターの行う業務に従事する職員として，一のセンターが担当する区域

における第一号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされています。

センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従していることが必要です。

また、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の三職種をはじめとするセンターの職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して業務を実施することとされています。

(参考) 守谷市における専従職員の体制

	高齢者人口	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	事務職
H18	—	2人	1人(準ずる者)	1人	1人
H24	9,824人	2人	1人	1人	2人
H26	11,485人	2人	1人	2人	2人
H27	12,289人	2人	2人	2人	2人
H28	13,151人	2人	3人	2人	2人
H29	13,823人	3人	3人	2人	1人

(高齢者人口：各年4月1日現在)

## 5 地域包括支援センター運営協議会

センターは、市が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされています。

### (1) 設置基準

原則として、市ごとに1つの運営協議会を設置することとされています。

### (2) 所掌事務

- ① センターの設置等に関する事項の承認に関すること
  - ・センターの担当する圏域の設定
  - ・センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更 など
- ② センターの行う業務に係る方針に関すること
- ③ センターの運営に関すること
- ④ センター職員の確保に関すること
- ⑤ その他の地域包括ケアに関すること

## 6 地域包括支援センターの構造及び設備

センターの構造については、特別な施設基準はありませんが、業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましいとされています。

## 7 在宅介護支援センターについて

市の委託事業として市内4か所に設置し(中学校区に1か所)、24時間365日の相談窓口として、高齢者福祉に関する専門的な情報提供、相談、指導や関係機関との連絡調整の役割を担っています。

守谷中学校区	在宅介護支援センターもりや(特別養護老人ホーム峰林荘内)
愛宕中学校区	在宅介護支援センターやまゆり(茨城リハビリテーション病院内)
御所ヶ丘中学校区	在宅介護支援センターわたぼうし(ひがしクリニック慶友内)
けやき台中学校区	在宅介護支援センターみのり(特別養護老人ホーム七福神内)

(参考) 総合相談件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29
地域包括支援センター	932件	986件	898件	662件	546件
在宅介護支援センター	184件	259件	289件	210件	181件
計	1,116件	1,245件	1,187件	872件	727件

※ 地域包括支援センターの相談件数については、平成28年度途中まで「介護認定申請のための相談」を含んでいます。「要介護認定申請のための相談」は、現在は介護福祉課介護保険グループで対応しています。

※ 在宅介護支援センターの相談件数については、訪問内容の見直しと地域包括支援センター職員による地区担当制の導入により、件数が減少しています。

## 地域包括支援センターの事業構成（地域支援事業）

- ・平成27年4月の介護保険制度改正に伴う新規事業は事業名( )に開始年度を表記
- ・細字（塗りつぶし） 委託を検討している事業
- ・太字 市が実施する予定の事業

### 1 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業		委託可否
ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）(H29)	} 充実が必要	○
イ 通所型サービス（第1号通所事業）(H29)		
ウ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）(未実施)		
エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）(H29)		○
(2) 一般介護予防事業		
ア 介護予防把握事業	} H30年度運営方針 に「効果的な展開」 を位置付け	○
イ 介護予防普及啓発事業		○
ウ 地域介護予防活動支援事業		○
エ 一般介護予防事業評価事業		○
オ 地域リハビリテーション活動支援事業		○

### 2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

(1) 総合相談支援業務	} 一括委託	○
(2) 権利擁護業務		○
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		○

### 3 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 在宅医療・介護連携推進事業 (H28)	} H30年度運営方針に おける重点取組事項	○
(2) 生活支援体制整備事業 (H28)		
(3) 認知症総合支援事業 (H29)		
(4) 地域ケア会議推進事業 (H28)		

### 4 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業	第7期計画における重点取組事項	○
(2) 家族介護支援事業	} 他の一般高齢福祉事業との整理が必要	○
徘徊高齢者等SOSネットワーク事業, 介護慰労金支給事業, 認知症の方の家族のつどい, 紙おむつ支給事業		
(3) その他の事業		
成年後見制度利用支援事業, 認知症サポーター等養成事業		○
地域自立生活支援事業（食の自立支援）		
5 指定介護予防支援		○